

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成25年7月10日

水曜日

号外

目次

## 公 告

○水源地域の指定案の縦覧

1

## 公 告

### 水源地域の指定案の縦覧

富山県水源地域保全条例（平成25年富山県条例第12号）第12条第1項の規定により次のとおり水源地域を指定しようとするので、同条第3項の規定により公告し、当該水源地域の指定の案を公衆の縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定により、当該公告に係る区域内の住民及び利害関係人は、平成25年7月31日までに、当該水源地域の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成25年7月10日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 水源地域に含まれる土地の区域

##### (1) 森林の存する地域

| 市町村名 | 指定の区域（大字名）   |
|------|--|
| 富山市  | 北押川、西押川、芦生、今生津、今生津芦生入会地、牛ヶ増、薄波、太田薄波、下伏、小糸、小羽、須原、寺津、土、長川原、布尻、布尻町長入会地、東猪谷、伏木、舟倉、舟渡、町長、吉野、赤倉、有峰、石淵、馬瀬、大清水、大双嶺、大山松木、小佐波、小原、小見亀谷入会、折谷、隠土、亀谷、河内、棚ヶ原、小坂、才覚地、下双嶺、砂見、瀬戸、千長原、手出、中地山、中地山亀谷入会、長棟、原、日尾、 |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>東小俣、東黒牧、本宮、水須、和田、八尾町足谷、八尾町天池、八尾町新屋、八尾町庵谷、八尾町入谷、八尾町上ヶ島、八尾町上ノ名、八尾町内名、八尾町上野、八尾町越後谷、八尾町大下、八尾町大玉生、八尾町大道、八尾町尾久、八尾町尾畑、八尾町上仁歩、八尾町上牧、八尾町川住、八尾町北谷、八尾町北袋、八尾町桐谷、八尾町切詰、八尾町窪、八尾町倉ヶ谷、八尾町栗須、八尾町小井波、八尾町小谷、八尾町小畑、八尾町坂ノ下、八尾町下笹原、八尾町下島、八尾町下ノ名、八尾町島地、八尾町下仁歩、八尾町清水、八尾町杉平、八尾町須郷、八尾町薄尾、八尾町専沢、八尾町草蓮坂、八尾町外掘、八尾町高尾、八尾町高熊、八尾町高野、八尾町滝谷、八尾町竹ノ内、八尾町田頭、八尾町土玉生、八尾町栃折、八尾町道畑下中山、八尾町中、八尾町中島、八尾町中仁歩、八尾町中山、八尾町夏前、八尾町西原、八尾町西川倉、八尾町花房、八尾町東川倉、八尾町東布谷、八尾町東原、八尾町平沢、八尾町二屋、八尾町武道原、八尾町細滝、八尾町正間、八尾町水無、八尾町三ツ松、八尾町水口、八尾町宮ヶ島、八尾町宮ノ下、八尾町茗ヶ島、八尾町安谷、八尾町山中、八尾町柚木、八尾町横平、八尾町吉友、八尾町鼠谷、八尾町和山、婦中町大瀬谷、婦中町皆杓、婦中町鶯谷、婦中町葎原、山田赤目谷、山田居舟、山田今山田、山田鎌倉、山田北山、山田高清水、山田小島、山田小谷、山田清水、山田宿坊、山田数納、山田谷、山田中瀬、山田中村、山田鍋谷、山田沼又、山田深道、山田牧、山田若狭、山田若土、庵谷、庵谷片掛入会地、猪谷、岩稲、加賀沢、片掛、蟹寺、西笹津、楡原、割山</p> |
| 高岡市 | <p>麻生谷、石堤、太田、柴野、西広谷、勝木原、山川、福岡町赤丸、福岡町上向田、福岡町五位、福岡町小野、福岡町西明寺、福岡町下向田、福岡町沢川、福岡町栃丘、福岡町花尾</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 魚津市  | 山女、大熊、鹿熊、河原波、黒谷、小菅沼、三ヶ、坪野、東城、虎谷、二ヶ、鉢、平沢、古鹿熊、松倉  |
| 氷見市  | 赤毛、味川、粟原、岩瀬、上田、老谷、小窪、小久米、小滝、角間、懸札、上久津呂、上余川、久目、鞍骨、胡桃、桑院、神代、白川、新保、姿、平、田江、棚懸、坪池、寺尾、床鍋、戸津宮、中谷内、早借、一芻、日名田、平沢、仏生寺、触坂、見内、三尾、余川、吉岡、吉懸   |
| 黒部市  | 池尻、笠破、嘉例沢、田粳、福平、宇奈月温泉、宇奈月町内山、宇奈月町浦山、宇奈月町下立、宇奈月町舟見明日音澤   |
| 砺波市  | 浅谷、東、井栗谷、池原、市谷、上和田、正権寺、芹谷、茶ノ木、坪野、徳万、栃上、東別所、東保、福山、増山、三合、三谷、宮森、安川、頼成、庄川町落シ、庄川町小牧、庄川町隠尾、庄川町金屋、庄川町庄、庄川町二ツ屋、庄川町前山、庄川町三谷、庄川町名ヶ原、庄川町湯谷、庄川町湯山、庄川町横住   |
| 小矢部市 | 浅地、安楽寺、石坂、岩崎、臼谷、内山、嘉例谷、北一、北屋敷、清原、小森谷、下屋敷、末友、杉谷内、千石、高坂、田川、谷坪野、長、峠、道坪野、道林寺、戸久、名畑、西中野、二ノ滝、蓮沼、畠中、八伏、八講田、埴生、原牧、原牧新、平桜、藤森、別所滝、法楽寺、松尾、松永、峰坪野、宮須、宮中、森屋、六郎谷  |
| 南砺市  | 在房、石田、石田東石田入会、井口、上田、上田外二拾六ヶ村入会地、梅原、上見、大鋸屋、金戸、上原、神成、北野、北野西明入会、北野村外二ヶ入会、北野蓑谷入会、是安、西明、瀬戸、高畠、田尻、田屋、塔尾、徳成、利波河、中尾、西原、野口、野田、信末、東殿、東西原、久戸、細野、正谷、蓑谷、宗守、理休、林道、相倉、猪谷、入谷、大崩島、大島、小原、皆葎、竈渡、上梨、上松尾、来栖、小来栖、下出、下出外三ヶ村入会、下梨、城、障子倉、寿 |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>川、杉尾、祖山、高草嶺、高草嶺夏焼入会、高草嶺東中江夏焼入会、田代、田向、渡原、中畑、梨谷、夏焼、東中江、見座、新屋、猪谷、打越、漆谷、小瀬、小原、皆葎、桂、上平細島、上中田、楮、下島、菅沼、田下、成出、西赤尾町、東赤尾、真木、葎島、利賀村、利賀村阿別当、利賀村阿別当坂上入会、利賀村新山、利賀村岩淵、利賀村上畠、利賀村大牧、利賀村大豆谷、利賀村押場、利賀村上百瀬、利賀村上百瀬百瀬川入会、利賀村北島、利賀村北原、利賀村北豆谷、利賀村栗当、利賀村坂上、利賀村下原、利賀村仙野原、利賀村草嶺、利賀村大勘場、利賀村大勘場水無入会、利賀村高沼、利賀村栃原、利賀村長崎、利賀村細島、利賀村水無、利賀村百瀬川、院瀬見、井波、井波外二入会、井波外五入会、井波外四入会、今里、大谷、大寺、沖、北市、北川、志観寺、杉谷、清玄寺、谷、東城寺、藤橋、山見、連代寺、池尻、池田、石田東石田入会、井口、井口田屋、大野、川上中、久保、蛇喰、田屋川上中入会、田屋東西原、東西原外拾三入会、東西原外十ヶ入会、宮後、梅ヶ島、上川崎、桐木、七村、晩田、布袋、前田、三ツ屋、森、安居、白中、大西、開発、香城寺、小院瀬見、小坂、小二又、小山、才川七、坂本、重安、祖谷、竹内、館、立野原西、立野脇、綱掛、天神、刀利、土山、土生、樋瀬戸、広谷、太美館、山本、吉見、米田、嫁兼</p> |
| 射水市 | <p>青井谷、上野、黒河、黒河新、浄土寺、入会地、橋下条、平野、山本</p>  |
| 上市町 | <p>浅生、伊折、伊折外 6 ヶ村入会地、稲村、折戸、五位尾、釈泉寺、千石、中村、西種、東種、蓬沢、蓬沢虎谷蓑輸入会地</p>   |
| 立山町 | <p>芦峯寺、芦見、池田、伊勢屋、小又、上瀬戸、座主坊、四谷尾、下瀬戸、城前、白岩、瀬戸新、谷、千垣、栃津、長倉、松倉、虫谷、目桑、六郎谷</p>   |

|     |                |
|-----|----------------|
| 入善町 | 舟見             |
| 朝日町 | 笹川、大平、南保、蛭谷、山崎 |

(なお、別紙図面表示のとおり)

(2) その他水資源を保全するため必要と認められる地域

| 市町村名 | 水源名       | 指定の区域（大字名）                      |
|------|-----------|---------------------------------|
| 上市町  | 穴の谷の霊水    | 黒川の一部、護摩堂の一部<br>(なお、別紙図面表示のとおり) |
|      | 大岩山日石寺の藤水 | 大岩の一部、檜谷の一部<br>(なお、別紙図面表示のとおり)  |

2 水源地域の指定の案の縦覧の場所及び期間

(1) 場所

富山県生活環境文化部県民生活課

なお、富山県ホームページで閲覧可能

([http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/kj00012925.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00012925.html))

(2) 期間

平成25年7月10日から平成25年7月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）

3 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(1) 提出先

富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県生活環境文化部県民生活課

(2) 提出期限

平成25年7月31日

（「別紙図面」は、省略し、2の(1)に掲げる縦覧の場所に備え置いて縦覧に供する。）

